

第3章

実現のための施策の方針

1. 施策の体系

緑の将来像の実現に向け、以下の取組(施策)を実施していきます。

【緑の将来像】

みどりを守り育む

彩りあるまち

いんざい

(1) 豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る		
1-1	樹林地を守る	① 樹林地の維持管理の仕組みの充実
		② 巨樹・古木の保全
		③ 樹林地の保全
1-2	農地を守る	① 優良農地の保全
		② 生産緑地の保全
		③ 耕作放棄地の防止・解消・活用
		④ 地産地消の振興
1-3	水辺環境を守る	① 水辺環境の保全
		② 健全な水循環の保全
		③ 河川の水質改善
1-4	歴史的な緑を守る	① 文化財指定地の環境の保全
1-5	生物多様性の緑を守る	① 生物の生息・生育空間の保全
1-6	緑ある景観を守る	① 緑あふれる景観の保全
(2) 快適な暮らしを支える、まちなかの緑を創り育てる		
2-1	公園の緑をつくる	① 新たな公園の整備
		② 都市公園の適切な維持管理の実施
		③ 公園の質の向上
		④ 都市公園における防災機能の維持
2-2	水辺空間をつくる	① 親水性の高い場の創出
2-3	まちなかの緑をつくる	① 公共施設の緑化
		② 民間施設の緑化
		③ 工場・事業所の緑化
		④ 市街地の道路の緑化
		⑤ 住宅地の緑化
(3) 緑を守り育てる仲間を増やす		
3-1	活動組織を育てる	① 緑地保全・緑化推進団体の育成
		② 農業の担い手の育成
3-2	推進体制をつくる	① 花と緑の美しいまちづくりの推進
		② 自然環境の活用
		③ 市民参加による管理運営の推進
3-3	緑を普及・啓発する	① 市民参加による樹林地の保全・活用制度の創設
		② 学校での環境教育・学習の推進
		③ 協働による里山の調査・保全
		④ 緑に関する情報発信

2. 施策の方針

緑の将来像の実現に向け、以下の取組(施策)を実施していきます。また、それぞれの施策において、関係する緑が有する主な機能についても掲載しています。

基本方針1. 緑を守る

“豊かな自然環境と美しい風景を形成する緑を守る”

市内でみられる多様な緑は、量のもとより質の面からも維持管理されることで適正な状態を維持することができます。そのため、里山や広大な農地など本市を代表する自然系の緑の保全に関する取組を設定・推進することで、市内の必要な緑を守っていきます。

基本方針1-1 樹林地を守る

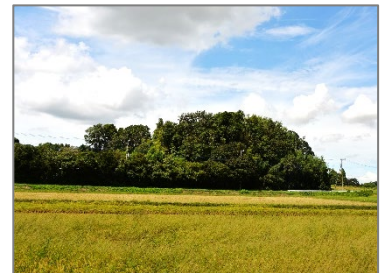
① 樹林地の維持管理の仕組みの充実

機能

環境

景観

地域森林計画対象民有林の所有権の調査や、森林環境譲与税を活用した維持管理の仕組み等を構築していきます。



樹林地

② 巨樹・古木の保全

機能

環境

景観

地域のランドマークやシンボルとなる巨樹・古木などの独立樹は、自然景観の資源として、保全・活用を促進するとともに、良好な景観の形成を図ります。



吉高の大桜

③ 樹林地の保全

機能

環境

景観

生物
多様性

里山や谷津を形成する優良な樹林地を保全するため、今後も千葉県が指定する「地域森林計画対象民有林」の区域の適切な管理を支援していきます。また、印旛中央地区等、開発により既存の緑の減少が予測される場合、開発後もできる限り樹林地を保全できるよう働きかけていきます。

基本方針1-2 農地を守る

① 優良農地の保全

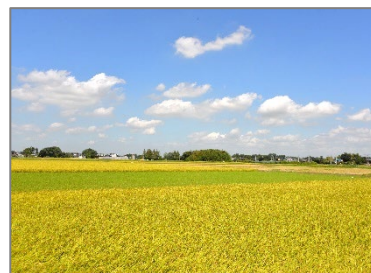
機能

環境

景観

生物
多様性

農用区域内の優良農地は、今後も意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農業振興を図り、農用区域の指定を継続していきます。



優良な農地

② 生産緑地の保全

機能

環境

生産緑地地区に指定された農地については、良好な都市環境の形成のため保全に努めるとともに特定生産緑地への移行については、地権者の意向を確認しながら適切に対応します。

③ 耕作放棄地の防止・解消・活用

機能

環境

景観

耕作放棄地の防止対策として、耕作を続けていけず農地管理が難しい方には農地を貸したい方と借りたい方をつなぐ農地中間管理事業等による支援や、補助金を活用した耕作放棄地の再生事業の活用を促進します。

④ 地産地消の振興 機能 環境

市内の緑を形成する一つである農地の保全において、地産地消の拠点となる直売の振興を図るとともに、学校給食や市内飲食店等での地元農産物の使用を促進するなど、市民の農業への理解醸成に向けて、市民農園の開園や、稲刈り・収穫等の農業体験の活動支援を行います。



草深ふれあい農園

基本方針 1 - 3 水辺環境を守る

① 水辺環境の保全 機能 環境 景観 生物多様性

自然環境や周辺の景観と調和した水辺空間の形成、多様な自然が保たれる工法を用いた河川・農業用水路の整備を関係機関に要請するとともに、市民参加による調査や清掃活動により良好な水辺環境の維持に努めます。



師戸川

② 健全な水循環の保全 機能 環境

湧水ポイントを把握するとともに、有効な保全策を検討します。また、雨水貯留槽、雨水浸透枡等の設置普及を進めます。工場・事業所などからの排水や地下水の適切な利用について、指導を行います。

③ 河川の水質改善 機能 環境 景観 生物多様性

河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するため、県や周辺市町と連携して水質汚濁防止対策を進めるとともに公共下水道の整備を進めます。また、公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の普及促進や、適正管理の啓発を行います。

基本方針 1 - 4 歴史的な緑を守る

① 文化財指定地の環境の保全

機能

環境

景観

木下貝層、泉新田大木戸野馬堀遺跡、道作古墳群歴史広場などの文化財と一体となった緑地は、貴重な歴史環境を継承してきていることから文化財と合わせて周辺の緑地も保全・継承を図っていきます。



道作古墳群歴史広場

基本方針 1 - 5 生物多様性の緑を守る

① 生物の生息・生育空間の保全

機能

環境

生物多様性

野鳥をはじめ魚類や昆虫、水生植物など谷津や樹林地、河川等の緑は多様な生物の生息・生育の空間となることから、生物多様性の維持に向け、自然環境調査の実施や外来種の駆除などによりこうした環境を保全します。



基本方針 1 - 6 緑ある景観を守る

① 緑あふれる景観の保全

機能

景観

谷津田、斜面林、ため池、集落などが一体となった本市の原風景である里山や広大な田園などの緑あふれる景観を保全していきます。



斜面林と農地

基本方針2. 緑を創る

“快適な暮らしを支える、まちなかの緑を創り育てる”

新たな市街地において快適な生活環境づくりが求められる中で、都市公園や街路樹等の緑の創出が求められます。そのため、市・市民・事業者の創出・維持管理に関する取組を設定・推進することで、まちなかの緑を創り育てていきます。

基本方針2-1 公園の緑を創る

① 新たな公園の整備

機能

レクリエーション

開発行為や土地区画整理事業を行う際は、適正な規模・配置を踏まえた公園の整備を計画・誘導します。

② 都市公園の適切な維持管理の実施

機能

レクリエーション

様々な公園利用者のニーズに応え、誰もが利用しやすい魅力ある公園づくりに向け、園内のバリアフリー化をはじめ遊具や建築物等の公園施設の改修・更新、植栽の適正管理等を行います。

また、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な長寿命化を行います。



木下交流の杜公園

③ 公園の質の向上

機能

レクリエーション

公園の管理において指定管理者制度等を導入するなど、効率的かつ経済的な管理体制の構築と管理水準の向上を目指します。



松山下公園

④ 都市公園における防災機能の維持

機能 防災

県の広域防災拠点やヘリコプター臨時離発着場適地、広域避難場所及び一時避難場所(指定緊急避難場所)など防災拠点に位置付けられている都市公園を適正に管理します。



牧の原公園

基本方針2-2 水辺空間を創る

① 親水性の高い場の創出

機能 環境 レクリエーション

水辺に囲まれた本市の環境特性を生かし、市民が日常から水や緑に親しめるよう、水辺への散策路やサイクリングコース、緑道等、親水性の高い緑のネットワークづくりを検討します。



佐原我孫子自転車道線

基本方針2-3 まちなかの緑を創る

① 公共施設の緑化

機能 景観

市庁舎などの公共施設は市民の利用や交流に欠かせない施設であるとともに、緑化推進を図る上で核となる施設であることから、施設と緑が調和した空間づくりを行います。



本埜支所

② 民間施設の緑化

機能

景観

商業施設等の民間施設は、暮らしに潤いを与えるよう施設内緑地の整備や、周辺緑地との連続性の確保などの緑化を要請します。



民間施設の緑化

③ 工場・事業所の緑化

機能

景観

一定規模以上の工場、事業所については緑化協定に基づいた緑の創出を要請します。

④ 市街地の道路の緑化

機能

環境

景観

まちなかの良好な緑陰空間や都市景観の形成に向けて、街路樹などの植栽帯がある市道については、適切な管理を行います。なお、国県道については、適切な管理を道路管理者に要請します。

また、市街地における道路の新設にあたっては、植栽帯の整備に努めます。



千葉ニュータウンの街路樹

⑤ 住宅地の緑化

機能

景観

緑豊かな住宅地の形成に向けて、地区計画や緑地協定等による住宅地の緑化を促進します。

基本方針3. 緑の担い手を増やす

“緑を守り育てる仲間を増やす”

緑の保全や緑化を推進するためには、市民の参加と協力が不可欠ですが、高齢化等により、緑の担い手が減少する傾向があります。そのため、花や緑の情報発信等を通じて普及・啓発するとともに、緑の保全・緑化活動への支援を行うことで参加する仲間を増やしていきます。

基本方針3-1 活動組織を育てる

① 緑地保全・緑化推進団体の育成

機能

市民
参加

緑地保全・緑化推進団体の担い手の育成については、団体に蓄積している技術や情報を団体内又は他団体間で共有することなどにより育成につなげます。

市においては緑化意欲の向上を図るため、緑化活動に貢献した個人や団体に対して、印西市表彰規則に基づいた緑化活動等市政功労者の表彰を実施します。

また、担い手になり得る市民の緑化スキルや管理技術の習得のため、技能講習等の実施を検討します。

② 農業の担い手の育成

機能

環境

市民
参加

農業の担い手不足を解消するため、新規就農者へ支援を行います。

基本方針3-2 推進体制をつくる

① 花と緑の美しいまちづくりの推進

機能

景観

市民
参加

市の花コスモスのほか、在来植物等の花による美しいまちづくりや、省エネルギーや地球温暖化への取組であるグリーンカーテンを市民との協働により推進することで、良好な景観の形成を図ります。



グリーンカーテン

② 自然環境の活用

機能



市民が市内の自然や生物に親しめるよう、谷津や樹林地、河川、調整池等の緑の環境の中で、野鳥観察や植物観察、昆虫観察などの自然観察・活動・学習ができる場と機会づくりを促進します。



写真

③ 市民参加による管理運営の推進

機能



道路や都市公園における植栽の手入れや花壇づくりなど、美化活動への市民参加を促すとともに、管理活動の定着に向けて市民主体の管理運営づくりを推進します。



市民参加による花壇

基本方針3-3 緑を普及・啓発する

① 市民参加による樹林地の保全・活用制度の創設

機能



良好な都市環境の形成と、本市特有の里山の自然と景観を守り育てるため、巨樹や谷津、樹林地を市民が保全・活用できる制度づくりを検討します。また、樹林地の保全に向けて、維持管理への助成制度づくりを検討します。



写真

② 学校での環境教育・学習の推進

機能

市民
参加

緑への興味や関心を深めてもらうとともに、将来の緑化の担い手の育成に向け、市内の小学校と連携し、自然環境の観察会や勉強会等を実施します。

写真

③ 協働による里山の調査・保全

機能

環境

市民
参加

自然環境の実態を調査し、市民に身近な生物への理解と関心を深めてもらうため、協働による自然観察や保全活動の推進とともに、活動を通じた里山の保全につながる取組に努めます。

④ 緑に関する情報発信

機能

市民
参加

市民の緑への関心を高めるため、市ホームページや広報誌、パンフレット、散策マップ等を活用して市内の開花情報や紅葉情報、観察会の開催等、緑に関する情報発信を実施します。



印西自転車散歩マップ

3. 都市公園の整備・管理方針

(1) 整備の方針

- 現在、検討が進められている印旛中央土地区画整理事業で計画される公園については、施行主体である組合等と適正な役割分担のもと、地域住民の安らぎの場となるようニーズを踏まえた整備を図ります。
また、地区縁辺の斜面林は、地区外の緑との連続性確保のため、緑地として保全していきます。
- 開発行為による公園の設置については、適正な規模・配置となるよう計画・誘導していきます。

(2) 管理の方針

- 遊具などの公園施設については、定期的な点検を実施し、安全性の確保や機能の維持を図りつつ、公園施設長寿命化計画に基づき、管理費の縮減や平準化を図るため、計画的な補修・改築・更新を行うなど適正に維持管理していきます。
- 樹木については、公園利用者への緑陰の確保や良好な景観形成を図るとともに、防犯面や交通安全を考慮した見通しの確保や大径木化、老木・腐朽木の状況把握など、適正に管理していきます。
- 大規模な公園の管理については、多様な利用者ニーズへの対応や効率化を図るため、指定管理者制度などの民間活力の導入を検討します。
- 公園の再整備を検討する際は、地域住民のニーズの把握に努め、計画に取り入れていきます。



本埜スポーツプラザ



松虫姫公園

第4章

緑化重点地区・保全配慮地区の計画

序章

緑の基本計画の
基本的事項

第1章

緑の現況と課題
印西市の

第2章

緑の将来像と目標
印西市の

第3章

実現のための
施策の方針

第4章

緑化重点地区・
保全配慮地区の計画

第5章

計画の実現に
向けて

1. 緑化重点地区の指定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項第8号に「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

緑化重点地区は、緑化の方向性や手法などについてのプランを定め、緑化を重点的に推進することにより、緑の基本計画がめざすものをモデル的に具現化し、都市全体への波及を図ることを目指しています。

(2) 指定の考え方

本市では、今後も市内において、緑の保全、創出、活用に積極的に取り組んでいくことを目指し、緑の配置方針で緑の創出エリアに設定した以下の地区を「緑化重点地区」として位置付けていきます。

① 印旛中央地区

【地区特性】

千葉ニュータウンに隣接し、北千葉道路により東京方面や成田国際空港に近接する立地条件などを活かし、産業・業務機能と居住環境が集積・調和した市街地形成を目指し、現在、組合施行土地区画整理事業による事業化の検討が進められている地区です。

【緑化の方向性】

都市公園や街路樹などの植栽により、良好なまちなみ景観の形成を図るとともに、既存地形を活かした整備や地区縁辺の斜面林や台地の緑をできる限り保全することで、グリーンインフラの活用や、斜面林と一体的に保全を図る台地の緑や谷津、水辺・湿地等、地区外との緑の連続性を確保し、みどり豊かな市街地環境を形成します。

また、民間施設については、地区外の緑との連続性や、自然と調和する施設となるよう要請していきます。

② 次期中間処理施設建設予定地周辺

【地区特性】

印西クリーンセンターの老朽化に伴い、印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市、栄町で構成）における各構成市町の住民の生活に欠かせない中間処理施設として整備が計画されており、隣接して地域振興施設の整備が計画されている地区です。

【緑化の方向性】

次期中間処理施設に併せて地域振興策の展開も計画されていることから、両施設の内、特に一般の方々が利用するゾーンには、緑化を要請するとともに、縁辺の斜面林はできる限り保全することで、地区外との緑の連続性を確保するよう要請していきます。

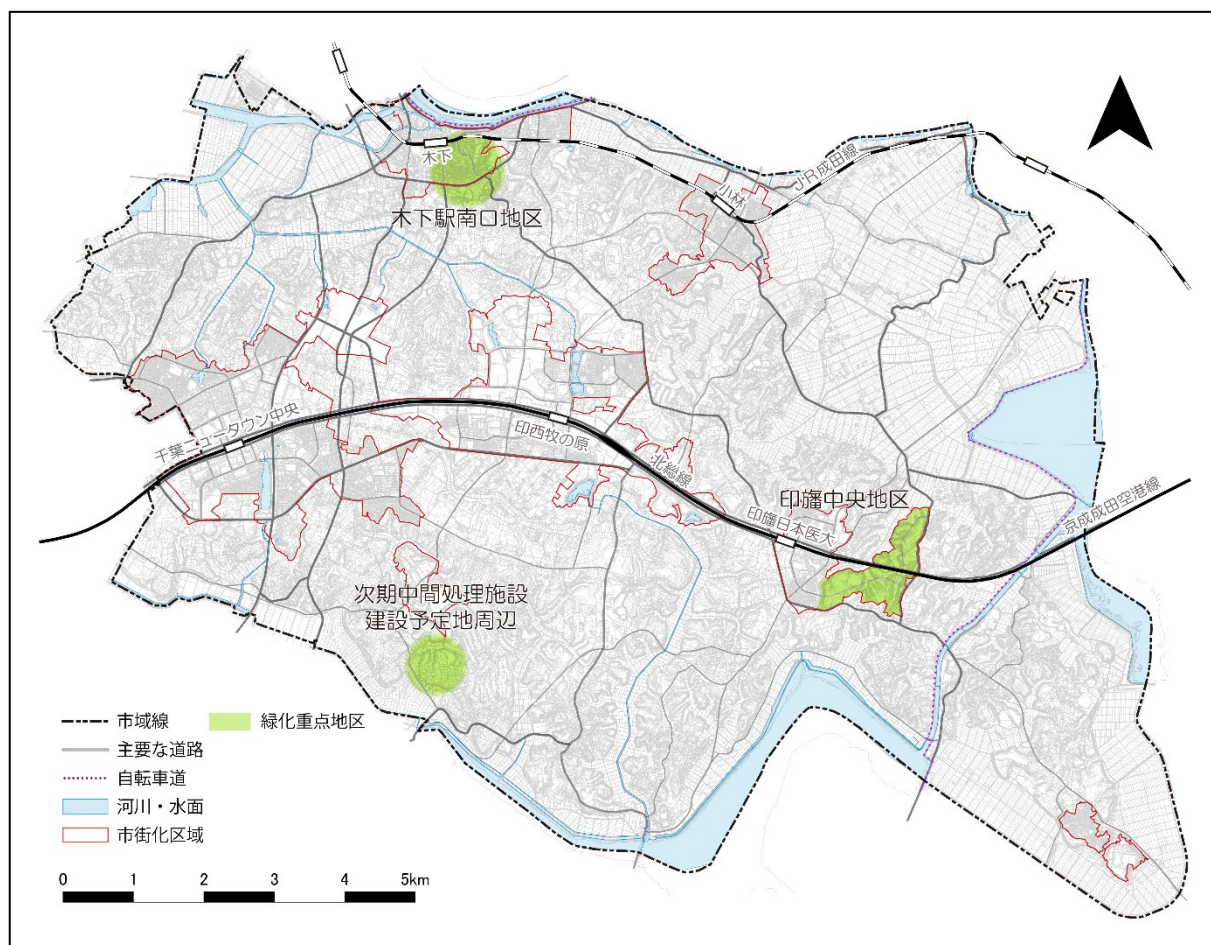
③ 木下駅南口地区

【地区特性】

公共施設の集約化などを基本として、木下駅圏のにぎわいの創出や利便性の向上を目指すための施設整備用地として市が確保した土地や木下万葉公園、木下交流の杜公園、木下交流の杜広場、竹袋調整池などの緑が近接している地区です。

【緑化の方向性】

当地区は、前計画においても緑化重点地区とされており、木下南地区においては、公園や街路樹が整備され、また、国の天然記念物である木下貝層を活用した木下万葉公園や印旛高校跡地を活用した木下交流の杜、国道356号バイパス南側の竹袋調整池など、多種の緑化を図ってきました。本計画ではこれらに加え、木下駅から印西市役所にかけて、市民や本市への来訪者が訪れることが想定されることから、利用しやすい施設を配置しつつ、人々が集い、憩い、交流できる場となるよう、多様な緑による緑化を推進します。



緑化重点地区位置図

2. 保全配慮地区の指定

(1) 保全配慮地区の概要

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項第6号に「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」と規定されています。

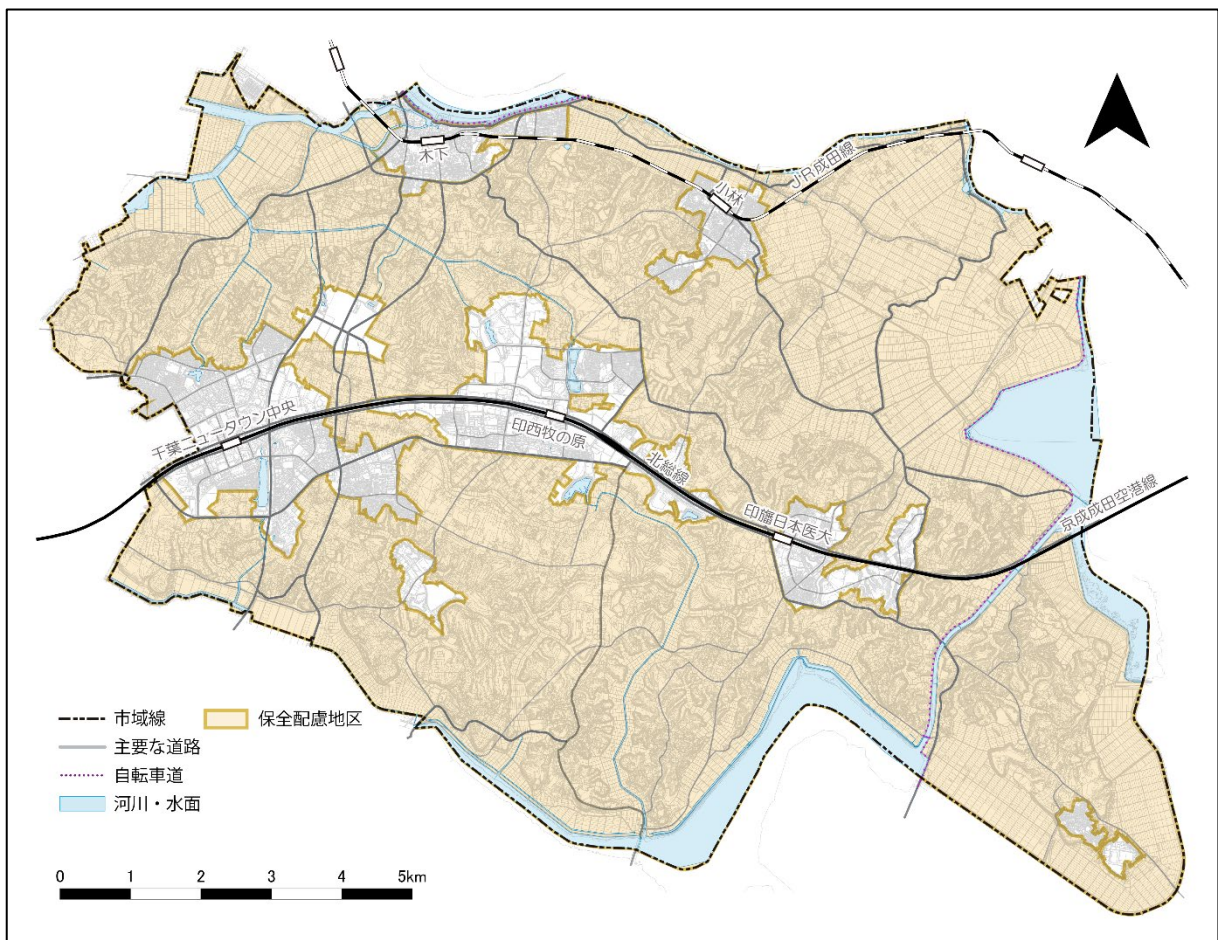
具体的には、風致景観の保全、自然生態系の保全、都市住民の自然との触れ合いの場の提供等の観点から重要となる自然的環境に富んだ地区等において設定していきます。

(2) 指定の考え方

市民の快適な生活環境づくりを目指して、旧市街地や新市街地を中心に、まちなかの緑化が図られています。

一方、市街化調整区域においては、本市を代表する谷津田・斜面林・集落などの里山環境や広大な田園環境、印旛沼や手賀沼、利根川に代表される潤いのある水辺環境をみることができます。これらの市街化調整区域の緑は、本市固有の環境であり、雨水の調整機能により、災害発生を抑制するグリーンインフラとしての機能が期待されているとともに、生態系の観点からも貴重な自然環境であるといえます。

そこで、緑の基本計画における保全配慮地区は、緑の配置方針で緑の保全エリアに設定した市街化調整区域全域を指定します。



保全配慮地区位置図

(3) 保全配慮地区での検討事項

保全配慮地区に指定した市街化調整区域は、貴重な自然の宝庫であり生物多様性の観点からも重要な里山が形成されています。

こうした里山を構成する斜面林や谷津田について、長期的な視点の中で持続可能な取組となるよう、以下に示した事項について、今後も検討していきます。

① 斜面林の管理

- 斜面林を森林環境譲与税などの活用による持続的な活動

② 谷津田の保全

- 谷津田を市民との連携・協働による保全

③ 水辺の保全

- 河川や水路、池沼、湿地等の水辺を市民との連携・協働による保全

④ 台地・草地

- 台地上の緑や草地の緑を市民との連携・協働による保全

第5章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政による取組にあわせ、**市民、市民団体、事業者**の多様な主体が積極的に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、行政、市民、市民団体、事業者が連携した体制で取り組んでいきます。

(1) 計画の推進体制

市民の役割

- 庭先などの生活に身近な空間の緑化の推進
 - 緑に関するイベント等への参加
 - 市民団体による緑化活動への参加
 - 都市公園・広場等の利用
 - 地域の農作物の購入
- 等

市民団体の役割

- 市内の緑の保全活動の推進
 - 市内の緑の維持管理活動の推進
 - 緑に関するイベントの開催
 - 緑化活動の情報発信
 - 新たな緑の担い手の育成
- 等



行政の役割

- 緑化に関する事業の推進
 - 都市公園・広場等の維持管理
 - 市民団体の活動支援
 - 緑に関するイベントの開催
 - 緑に関する情報発信
 - 庁内関係課との連携
 - 新たな担い手の育成・支援
- 等

事業者の役割

- 事業所内の緑化の推進
 - 周辺的环境に配慮した緑化の推進
 - 緑に関するイベント等への参加
 - 市民団体への協力
- 等

2. 計画の進行管理

緑の将来像を実現するためには、個別施策を推進し、その取り組み状況や施策による効果を評価・検証し、必要に応じて見直しを実施する必要があります。

そのため、本計画の推進にあたっては、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)からなる「PDCAサイクル」による計画の進行管理を行います。

なお、社会情勢や地域の変化等により、必要に応じて見直しを検討します。



各目標の目標数値(再掲)

	計画(Plan) 令和2年度 (策定時)	評価(Check) 令和12年度 (中間年次)	評価(Check) 令和22年度 (目標年次)
目標1 緑地面積の確保	7,012ha	—	現状維持
目標2 緑に対する満足度向上	76%	78%	80%
目標3 市民協働の推進	50団体	60団体	60団体